



「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を
長野県知事に求める陳情書

令和4年 8月 12日

飯田市議会議員 井坪 隆 様

陳情人(住所) 長野県飯田市鼎中平2472番地
飯田市立鼎小学校内

(団体) 長野県飯田市学校教職員組合
代表者名 榊原 研太



<陳情事項>

2023年度長野県の予算編成につき、以下の内容の意見書を長野県知事・長野県議会議員あてに提出していただきたい。

- へき地手当およびへき地手当に準じる手当の支給率を、教育の機会均等と教育水準の向上をはかるため、都市部との格差、いわゆる相対的へき地性がいっそう拡大している実情を十分把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し、2005年度以前の水準に戻すこと。

<陳情理由>

「へき地教育振興法」は、都道府県の任務として、特殊事情に適した学習指導、教材、教具等についての調査、研究及び資料整備、教員の養成施設設置、市町村への指導、助言又は援助等、教員及び職員の定員の決定への特別の配慮、教員に十分な研修の機会と必要な経費の確保を規定しています。また、へき地手当の月額、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める、としています。

しかしながら、長野県は2006年度より、1級地のへき地手当率を文部科学省令で定める基準8%の8分の1に過ぎない1%にするなど、大幅な減額を行いました。現在では地域手当の一律1.7%分を加えると基準の3分の1程度まで回復していますが、へき地手当の原資は基準に基づいて国から県に交付されており、近隣県では、同省令で定める率に準拠し支給しています。

その結果、へき地教育にさまざまなゆがみが生じています。へき地校に勤務する教職員が生活物資等を購入することが困難になり、さらに原油の高騰によって経済的負担が増えています。また、特に医療については、命に係わる危機的状況を招いています。

長野県教職員組合では、長野県教育委員会に対し一貫して、交渉等で以前の支給率にもどすように主張してきました。へき地学校等を取り巻く生活環境・交通事情等は改善されていますが、一方、都市部の地域の社会的・経済的・文化的諸条件は向上しており、相対的な格差は一層拡大しているのが実情です。それにもかかわらず、へき地手当率の改善が行われなければ、へき地校での教職員配置を始め、へき地教育にますます大きなゆがみが生じることは必至であり、本県の教育水準の維持および地方自治体の将来の担い手の育成にも大きな影響を与えることにもなりかねません。

以上の理由により、教職員の人材確保、児童生徒の教育の機会均等、教育条件整備の観点からも、近隣県並みに戻す必要があります。

「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」 を求める意見書

令和4年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様
県議会議長 様

「へき地教育振興法」は、都道府県の任務として、特殊事情に適した学習指導、教材、教具等についての調査、研究及び資料整備、教員の養成施設設置、市町村への指導、助言又は援助等、教員及び職員の定員の決定への特別の配慮、教員に十分な研修の機会と必要な経費の確保を規定しています。また、へき地手当の月額、は、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める、としています。

しかしながら、長野県は2006年度より、1級地のへき地手当率を文部科学省令で定める基準8%の8分の1に過ぎない1%にするなど、大幅な減額を行いました。現在では地域手当の一律1.7%分を加えると基準の3分の1程度まで回復していますが、へき地手当の原資は基準に基づいて国から県に交付されており、近隣県では、同省令で定める率に準拠し支給しています。

その結果、へき地教育にさまざまなゆがみが生じています。へき地校に勤務する教職員が生活物資等を購入することが困難になり、さらに原油の高騰によって経済的負担が増えています。また、特に医療については、命に係わる危機的状況を招いています。

へき地学校等を取り巻く生活環境・交通事情等は改善されていますが、一方、都市部の地域の社会的・経済的・文化的諸条件は向上しており、相対的な格差は一層拡大しているのが実情です。それにもかかわらず、へき地手当率の改善が行われなければ、へき地校での教職員配置を始め、へき地教育にますます大きなゆがみが生じることは必至であり、本県の教育水準の維持および地方自治体の将来の担い手の育成にも大きな影響を与えることにもなりかねません。

以上の理由により、教職員の人材確保、児童生徒の教育の機会均等、教育条件整備の観点からも、近隣県並みに戻す必要があります。

飯田市議会議長

印

記

1. へき地手当およびへき地手当に準じる手当の支給率を、へき地における教育の機会均等と教育水準の向上をはかるため、都市部との格差いわゆる相対的へき地性がいっそう拡大している実情を十分把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し、2005年度以前の水準に戻すこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。